

令和8年7月10日
最高検察庁

いわゆる福井女子中学生殺人事件については、今般、刑事再審手続に関する規律の在り方について国民的な議論や関心が高まりを見せる中、同事件における検察官の対応についても改めて様々な指摘がなされていること等に鑑み、当庁の指示により、名古屋高等検察庁において、同事件に関与した検察官のヒアリングなどの調査を実施してきたところですが、本日、その調査結果を取りまとめた報告書を公表するに至りました。

本調査により、同事件の確定審の公判及び再審請求審を通じ、少なくとも一部の関与検察官が、主要関係者のうち一名の供述の裏付け証拠の一つと位置付けられる、テレビ番組の放送日に関し、確定審の公判で証拠採用されていた捜査報告書と内容が齟齬する捜査報告書の存在及び内容を認識しながら、その点につき適切な是正措置を講ずることなく公判及び再審請求審の手続を遂行していたことが明らかとなりました。

検察として、本件におけるこのような検察官の訴訟活動により、国民の検察に対する不信を招いたことについて真摯に反省するとともに、本調査結果や反省点を踏まえた再発防止策について、全国の検察庁への周知・指導を徹底するなど、適切な対応に努めてまいります。また、検察官が「公益の代表者」であることを改めて心に刻み、検察の活動の基盤である国民の信頼に十分に応えることができるよう、適正な検察権行使に一層努めてまいります。